

エコ・省エネ事業補助金申請の手引き

住宅用環境配慮型機器設置促進事業補助金

電気自動車普及促進事業補助金

再生可能エネルギーの導入促進と地球温暖化の原因となる温室効果ガス削減を図るため、住宅にエコ・省エネ関連システム等を設置する市民の皆さまに補助金を交付します。

令和6年度 神栖市環境課

住宅用環境配慮型機器設置促進事業補助金

補助対象機器

※補助対象機器の区分ごとに、一の住宅に1回限り交付します。

太陽光発電システム		<ul style="list-style-type: none"> 発電出力が10kw未満のもの ※<u>発電出力は太陽光パネルの最大出力又はパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値</u> 電力会社との電力受給契約を当該年度中に申請者自らが締結できるもの
住宅用 高効率 給湯器	家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）	<ul style="list-style-type: none"> 当該年度又はその前年度において、一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているもの
	太陽熱利用給湯器	<ul style="list-style-type: none"> 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）として認定を受けたもの
蓄電システム		<ul style="list-style-type: none"> 当該年度又はその前年度において、国が実施する補助事業における補助対象機器として登録されているもの 発電出力が10kw未満の太陽光発電システムと接続しているもの

補助対象者

- 補助対象機器から供給されるエネルギーを使用する市内の住宅に自らが居住すること
- (1)の住宅に住所を有していること又は補助金の申請をする年度の3月15日までに市内に住所を有すること
- 当該年度内に補助対象事業を完了すること
- 申請者又は申請者と同居する者が、茨城県が実施する「いばらきエコチャレンジ」に登録し、家庭での省エネの取組を行うこと
- 市税を滞納していないこと

補助金額

対象機器		補助金額
太陽光発電システム		1kwあたり10,000円（上限50,000円）
住宅用 高効率 給湯器	家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）	本体価格に相当する額（上限100,000円）
	太陽熱利用給湯器	本体価格の10%（上限50,000円）
蓄電システム		本体価格に相当する額（上限50,000円）

用語の説明

- 太陽光発電システム**…太陽電池を利用することにより太陽光を受けて発電し、生活に必要なエネルギーとして供給する装置であって、低圧配電線と逆流ありで連系しているもの
- 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム**…燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもの
- 太陽熱利用給湯器**…太陽熱エネルギーを給湯に利用し（自然循環型又は真空貯湯型のものをいう。）、又は不凍液等を強制循環する太陽集熱器と蓄熱槽から構成されるもの
- 蓄電システム**…電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもの

申請から補助金支払いまでの流れ

【補助金申請】

※事前申請です。対象機器の設置前（2週間前を目安）に申請してください。
申請年度の3月15日までに実績報告書（添付書類含む）を提出できない場合は補助対象となりません。ご注意ください。

- 添付書類 ①チェックシート(申請用)
 - ②補助事業に要する費用の内訳が記載された見積書等の写し
(太陽光発電システムと蓄電システムを同時に設置する場合は、それぞれを設置することが確認できるもの)
 - ③補助対象機器の設置を予定している住宅等の現地案内図
 - ④補助対象機器の設置予定箇所の配置図
 - ⑤補助対象機器の形状及び規格が記載された書類*1
 - ⑥建築確認済証の写し（新築又は建売）、当該住宅の固定資産評価証明書（既築）
 - ⑦当該住宅の所有者の承諾書（申請者本人の所有ではないとき又は共有名義のとき）
 - ⑧市税の滞納がないことを証する当該市町村の書類（市外に住所を有する場合）
 - ⑨発電出力が確認できる書類（当該住宅に太陽光発電システムが設置されている場合）
 - ⑩その他市長が必要と認める書類

【補助金交付決定】

- 補助金の交付が決定しましたら、「補助金交付決定通知書」を送付いたします。
- 補助金交付決定が出てから工事を着工してください。

【実績報告書提出】

※補助事業が完了した日から30日以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに必ず提出してください。

- 添付書類 ①チェックシート(実績用)
 - ②補助事業に係る内訳が確認できる領収書等の写し（購入証明書で代用可能です）
 - ③補助対象機器の保証書等の写し（出荷証明書で代用可能です）
 - ④工事施工写真（補助対象機器の設置状況がわかる写真）※詳細は次のページ
 - ⑤太陽光発電システムを設置する場合は、「接続契約のご案内」の写し
※東京電力から接続契約締結通知を受領後、ダウンロード出来ます。
 - ⑥「**いばらきエコチャレンジ**」に登録したことが確認できる書類（登録画面のスクリーンショットなど）
 - ⑦その他市長が必要と認めるもの

【現地確認】・【補助金交付確定】

※書類の審査、現地確認（※詳細は次のページ）後に「補助金交付確定通知書」と「請求書」を送付いたします。

【補助金の請求】

※「請求書」が届きましたら、口座情報等を記入し、通帳又はキャッシュカードの写しと一緒に提出してください。

【補助金のお支払い】

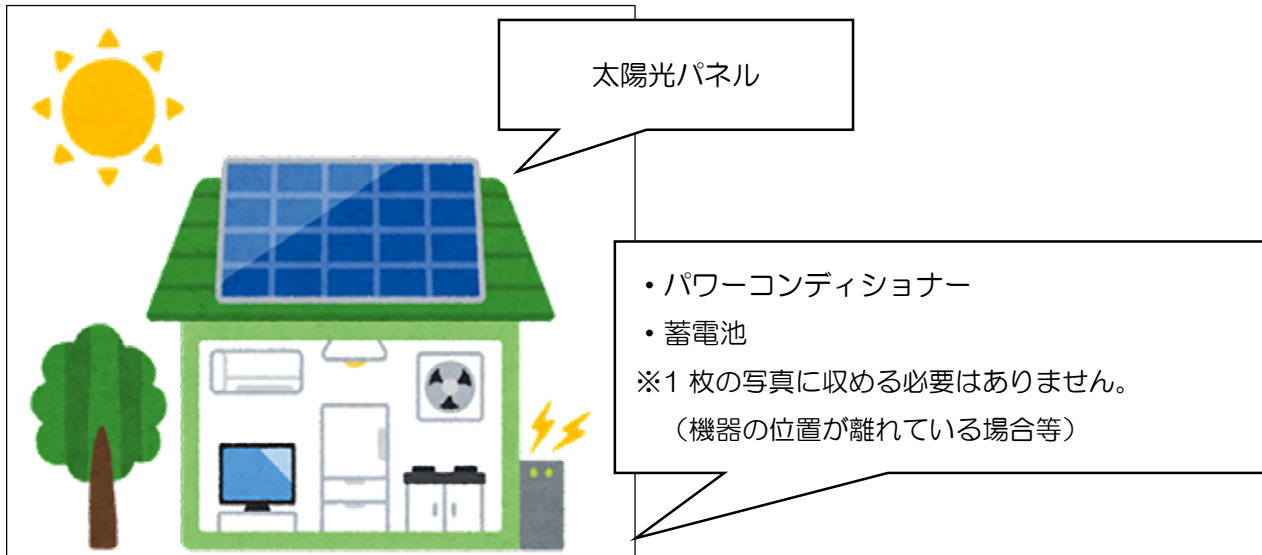
※「請求書」及び通帳又はキャッシュカードの写しを確認後、指定の口座へ振り込みます。

★1 補助対象機器の形状及び規格が記載された書類について

太陽光発電システム	パネル1枚当たりの最大公称出力ワット数、設置枚数及びパワーコンディショナーの出力が記載されているもの
家庭用燃料電池 <small>（エコポイント対象）</small>	一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けていることがわかるもの
太陽熱利用給湯器	一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品として認定を受けたことがわかるもの
蓄電システム	国が実施する補助事業における補助対象機器として登録されていることがわかるもの

<工事施工写真について>

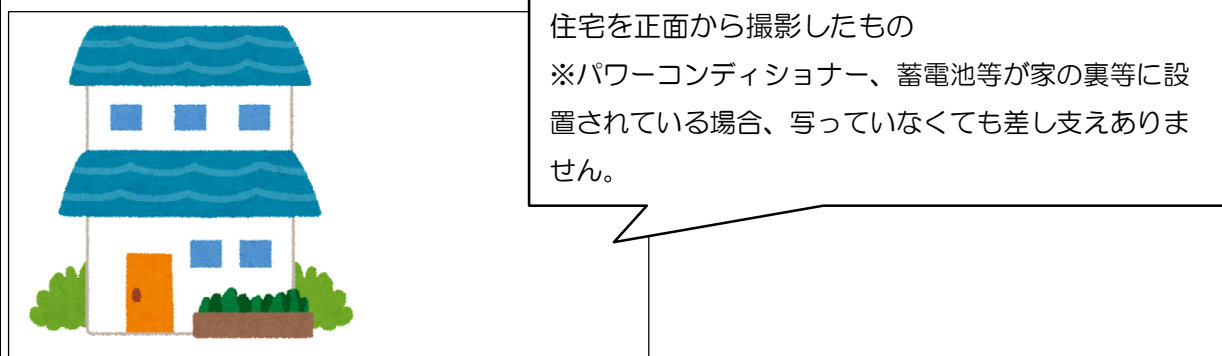
①太陽光パネル・パワーコンディショナー・蓄電池等の設置状況が分かる写真



②パワーコンディショナー・蓄電池等の型式番号が撮影されている写真



③当該住宅の全景が分かる写真



<現地確認について>

- ・実績報告書の提出後、職員が現地に写真撮影に伺いますが、立会には必要ありませんので、現地確認時にご不在でも大丈夫です。
- ・住宅の裏側等機器が設置してある場所に入らせていただきます。そのため、庭の解錠等にはご協力願います。
- ・蓄電池やパワーコンディショナーに囲い等はせず、機器が見えるようご協力ください。

電気自動車普及促進事業補助金

補助対象事業

電気自動車の導入又は電気自動車用急速充電設備を設置すること

補助金及び補助対象

- 電気自動車 車両本体価格の1/10（上限：200,000円）
※初度登録が済んでいる場合は対象になりません。
※中古車や市販の状態に手を加えた改造車、プラグインハイブリッド車は対象外です。
- 電気自動車用急速充電設備 本体価格（設置費は除く）の1/5（上限750,000円）
※国が決定した補助事業者が規定するものが対象です。
※中古や急速でない充電設備は対象外です。
※一般の利用に供するものであること。

対象者

市内に引き続き1年以上住所を有する方で、次に掲げる要件を満たす方（個人・事業者）

- 電気自動車
 - (1) 自らが使用し又は市内に使用の本拠を置くこと
 - (2) 市税を滞納していないこと
- 電気自動車用急速充電設備
 - (1) 市内において急速充電設備を設置する駐車場等を管理又は所有すること
 - (2) 市税を滞納していないこと

申請方法

事前申請です。初度登録(電気自動車)又は設置工事(電気自動車用急速充電設備)をする前に申請してください。
神栖市電気自動車普及促進事業補助金（電気自動車）交付申請書（様式第1号）

- ・チェックシート（申請用）
- ・見積書等の導入費用の内訳の分かる書類の写し（リースの場合は、リース元及びリース料金の算定根拠が明示されている書類の写し）
- ・事業者の場合は、法人市民税の納税証明書及び法人所在証明書（個人事業者等で法人所在証明書が提出できない場合は、申請者が営む主な事業及びその内容を記した書類及び市内での営業活動が確認できる書類）

実績報告

事業完了日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに提出してください。
神栖市電気自動車普及促進事業補助金実績報告書（様式第6号）

- ・チェックシート（実績用）
- ・領収書等の写し
- ・電気自動車の場合：自動車検査証の写し
- ・電気自動車用急速充電設備の場合：設置状況を示す写真

用語の説明

電気自動車…搭載されたリチウムイオン電池によって駆動される電動機を原動機とする四輪以上の自動車
で自動車検査証に燃料が電気であることが記載された車両

電気自動車用急速充電設備…国が決定した補助事業者が指定する急速充電設備

個人…補助金申請時に市内に引き続き1年以上住所を有する方

事業者…補助金申請時に市内に引き続き1年以上本店、支店又は営業所を有する事業者

リース…電気自動車：初度登録後3年以上賃貸借の期間がある契約

電気自動車用急速充電設備：設置後5年以上賃貸借の期間がある契約

申請から補助金支払いまでの流れ

【補助金申請】

※事前申請です。初度登録又は設置工事をする前（2週間前目安）に申請してください。

- 添付書類 ①チェックシート（申請用）
 - ②見積書等の導入費用の内訳の分かる書類の写し
（リースの場合は、リース元及びリース料金の算定根拠が明示されている書類の写し）
 - ③法人市民税の納税証明書及び法人所在証明書（事業者の場合）
※法人所在証明書が提出できない場合は、申請者が営む主な事業及びその内容を記した書類・市内での営業活動が確認できる書類）
 - ④急速充電設備を設置する場合は、設置場所の現地案内図、設置前の写真、仕様書及び配置予定図
 - ⑤設置予定場所の固定資産評価証明書（急速充電設備の補助金を申請する場合）
 - ⑥当該土地の所有者の承諾書（④の場所が申請者の所有でない場合）

【補助金交付決定】

- 補助金の交付が決定しましたら、「補助金交付決定通知書」を送付いたします。
- **補助金交付決定が出てから初度登録又は設置工事の着手をしてください。**

【実績報告書提出】

※事業完了日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに必ず提出してください。（3月15日以降になる場合は環境課へご連絡をお願いします。）

- 添付書類 ①チェックシート（実績用）
 - ②補助事業に係る領収書等の写し
 - ③自動車検査証の写し（電気自動車の場合）
 - ④設置状況を示す写真（電気自動車用急速充電設備の場合）

【補助金交付確定】

- ※書類の審査後に「補助金交付確定通知書」と「請求書」を送付いたします。
- ※電気自動車用急速充電設備を設置した場合は、現地確認を行った後に交付確定の通知をします。

【補助金の請求】

※「請求書」が届きましたら、口座情報等を記入し、通帳又はキャッシュカードの写しと一緒に提出してください。

【補助金のお支払い】

※「請求書」及び通帳又はキャッシュカードの写しを確認後、指定の口座へ振り込みます。

注意事項

- ◎各補助金は事前申請です。補助事業を開始する前に申請し、交付決定を受けてから事業を開始してください。
- ◎事業は交付決定を受けた年度内に完了してください。
- ◎交付決定を受けた後に、補助事業の内容を変更・中止・廃止しようとするときは、「補助金変更等承認申請書」に内容や理由のわかる書類を添付し提出してください。
- ◎予算額に到達した時点で、受付を終了する場合があります。
- ◎受付後は、申請書類の返却はできません。必要な書類につきましては、提出前にコピーを取り、控えを作成してください。
- ◎販売店などが申請書類等の提出を代行する場合は、書類不足や提出期限を過ぎてからの申請などトラブルの原因とならないよう申請者本人が必ず内容を確認してください。
- ◎各補助対象には処分制限期間が設定されています。交付決定日から当該期間中は、市の承認を受けないと売却等の処分が出来ません。
太陽光発電システム：17年間、蓄電池及び住宅用高効率給湯器：6年間、電気自動車：3年間
電気自動車用急速充電設備：5年間
- ◎補助金申請、実績報告書提出、補助金の請求にあたっては、期限に余裕をもって行ってください。不明な点があれば、早めに問合せ先までお問い合わせください。

メモ

【問合せ先】
神栖市役所 環境課 環境対策グループ（各補助金担当）
電話番号 0299-90-1146（直通）
【補助金関係書類郵送先】
〒314-0192
神栖市溝口4991番地5
神栖市役所 環境課